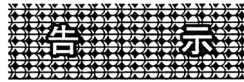


附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第242号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曾建設事務所及び木曾町役場に備え置きます。

令和3年4月19日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地 番	標柱番号
中谷（2）	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	木曾郡木曾町	新開		6549番1	1号
		〃	〃		6550番1	2号
		〃	〃		6550番3	3号及び4号
		〃	〃		6483番口	5号
		〃	〃		6487番8	6号
		〃	〃		6550番3地先道路敷	7号
		〃	〃		6507番1	8号
		〃	〃		6507番二	9号
					6511番5	10号

砂防課

長野県告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和3年4月19日

長野県知事 阿 部 守 一

受託者

氏 名	住 所	委 託 期 間
弁護士法人ブレイン ハート法律事務所	東京都千代田区丸の内三丁目4番1 号 新国際ビル4階	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県佐久地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和3年3月31日付けで佐久広域連合の規約の変更を許可しました。

令和3年4月19日

長野県佐久地域振興局長 高 橋 功

市町村課

長野県長野地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和3年3月29日付けで長野広域連合の規約の変更を許可しました。

令和3年4月19日

長野県長野地域振興局長 吉 沢 正

市町村課

長野県飯田建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月19日

長野県飯田建設事務所長 細 川 容 宏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡天龍村神原3437番の1地先から 下伊那郡天龍村神原3427番の2地先まで	旧	3.5 ~ 13.0 m	0.1700 Km
		4.0 ~ 4.0	0.1400
同 上	新	13.0 ~ 62.0	0.1700

道路管理課

選告示第24号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和3年4月19日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

「	「
34,689	34,691
316,804	316,817
110,994	111,005
72,020	72,043
46,012	46,017
19,366	19,354
43,810	43,797
13,612	13,617

別表中	19,079	を	19,091	に改める。
	11,723		11,724	
	18,421		18,429	
	8,976		8,973	
	18,087		18,076	
	7,718		7,710	
	6,372		6,369	
	21,551		21,558	
	18,496		18,499	
	39,616		39,639	
	21,003		20,995	
	8,314		8,317	
	27,281		27,281	
	6,764		6,764	
	22,668		22,678	
	7,567		7,557	
8,699		8,692		

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月19日

長野県監査委員

田口敏子
西沢利雄
青木孝子
本郷一彦

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
水城由貴	長野県松本市桐1丁目7番35-7号
高岡敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号
宮本和之	東京都日野市大字上田255番地の13
柄澤千恵子	長野県長野市神楽橋75番地67
原茂	長野県松本市大字里山辺1068番地7
川崎要介	長野県松本市庄内2丁目7番32号 サークパスシティ庄内804

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和3年4月16日から令和4年3月31日まで

監査委員事務局